

犬の登録(一生に一度)

と

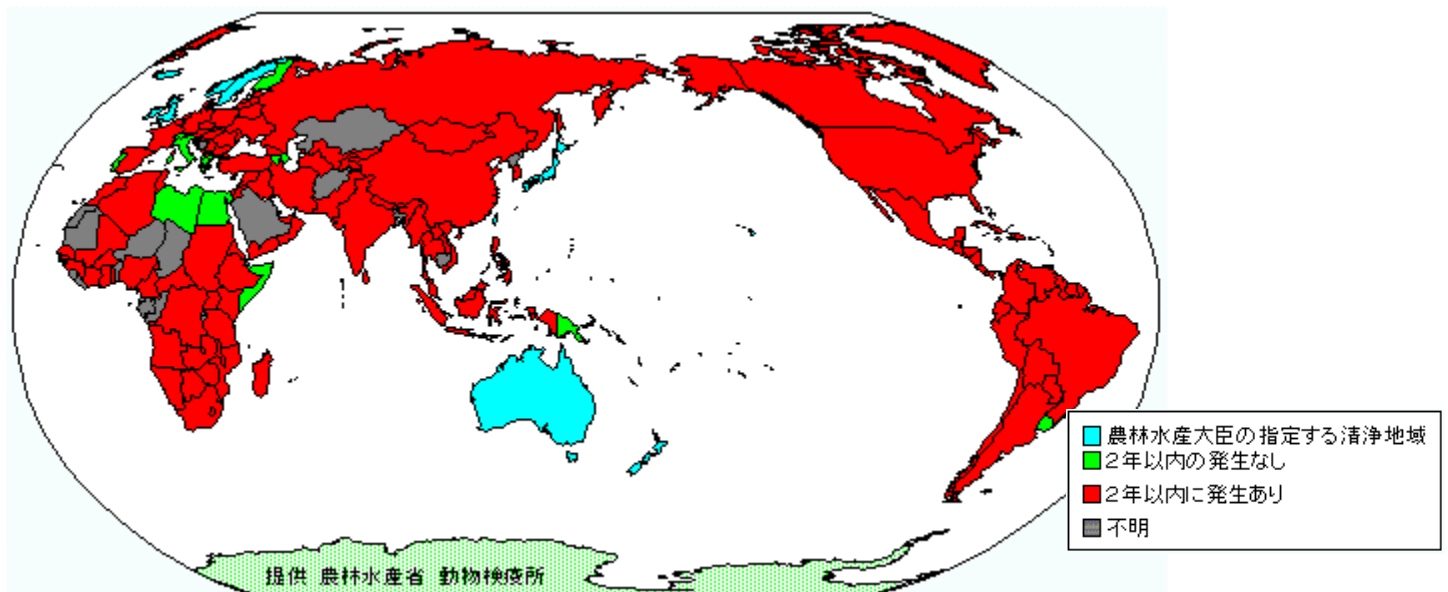
狂犬病予防注射(毎年1回〔4月~6月〕)

は、法律で定められた義務です。

我が国では、昭和32年以降発生はみいていませんが、狂犬病は過去の病気ではありません。

世界各地で未だ猛威を振るっており、毎年3万~5万人の命をうばっています。狂犬病はアジアでの発生が大部分で、感染した犬から多くの方が感染しています。

世界における狂犬病の発生状況(平成15年5月現在)





【**狂犬病**】 この病気は、発症すると人も犬も助からない100%死亡する病気です。

【**犬の登録**】 犬の登録は、我が国に狂犬病が侵入した場合、迅速かつ適切な措置を講じるために必要です。

【**犬鑑札**】 登録時に交付している鑑札は、誰から見ても分かるように、必ず犬に装着してください。

迷子になったときには、鑑札が迷子札となります。大阪市では、飼い犬の台帳をコンピュータ登録しており、鑑札を装着していれば、飼い主を検索することができます。

【**狂犬病予防注射**】 万が一、我が国に狂犬病が侵入した場合、感染源となる犬に予防注射をすることにより、狂犬病のまん延を防ぐことができます。狂犬病のまん延を防ぐには、80%以上の犬に予防注射を接種しなければなりません。

Q：毎年、狂犬病の予防注射は必要ですか？

A：毎年、狂犬病予防注射を接種することにより、必要な効果を得ることができますので、必ず毎年接種してください。

Q：小型犬ですので家の中でしか飼いませんが、狂犬病の予防注射は必要ですか？

A：法律で定められた義務であり、人と犬を恐ろしい病気から守るための効果的な手段です。必ず実施してください。

【**狂犬病予防注射済票**】 予防注射済票は、狂犬病の予防注射を接種していることを、示すものです。これも鑑札と同様に犬に装着してください。

鑑札や済票は、磨耗、破損した場合、無料交換しますので、字が見えなくなったら、お住まいの区の保健福祉センターにお申出ください。

